

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
244	7	一律基準の設定にあたって、欧州委員会のリスク評価を機械的にあてはめる方法が採られているが、常日頃から貴省が強調されている「科学的合理性」にあたるのか。欧州委員会が乳幼児食事量との関係で、この基準とした場合「ADIを超える可能性」を指摘し、にもかかわらず「0.01ppmを超える乳幼児用食品が乳幼児の健康に対するリスクを必ずしも示すものではないと結論」としていることをも、そのまま受け入れる姿勢は納得できない。	生活協同組合東京マイコープ	D44	一律基準は、国際機関における香料などの評価やこれまでに評価された農薬等のADIに基づき、許容される暴露量を設定するとともに、食品摂取量に基づく科学的な評価に基づき設定したものです。
245	7	生産現場の状況を鑑み、一律基準の設定については慎重な決定を望む。	JA紀北かわかみ	D50	一律基準は、国際機関における香料などの評価やこれまでに評価された農薬等のADIに基づき、許容される暴露量を設定するとともに、食品摂取量に基づく科学的な評価に基づき設定したものです。なお、その設定にあたっては、農林水産省とも連携し、検討を行ってきたところです。
246	7	本制度において「人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量（一律基準）」については、食品安全委員会の意見や最終案の「V 内閣府食品安全委員会における審議状況」を見る限り、リスクアセスメントが行われているか否か不明である。リスクアセスメントが行われていないのであれば、改めて食品安全委員会に検討を要請すべきである。 また、この量については、分析法の状況を勘案し、複数の一法律基準案が導入されている。今後、農薬等のドリフトなど、他の理由で一律基準設定の考え方方に、科学的な安全性評価と直接的には関係しない考え方が導入される可能性が否定できない。分析法の状況を考慮することは必要ではあるが、人の健康を損なうおそれのない量を定めることの重要性を強調したい。 また、一律基準の説明について、適用される部分や数値の科学的・理論的根拠がわかりにくく、本制度の導入に当たっての科学的・理論的基盤に満たないと考える。全体像をわかりやすく説明し、国民全体の理解を促進すべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	一律基準についても、ポジティブリスト制度の施行後、食品安全委員会にリスク評価を依頼することとしています。一律基準は国際機関における香料などの評価やこれまでに評価された農薬等のADIに基づき、許容される暴露量を設定するとともに、食品摂取量に基づく科学的な評価に基づき設定したものです。一律基準設定の考え方については、今後とも、リスクコミュニケーションなどの機会を通じて、理解の促進に努めていきたいと考えます。
247	7	類型6-4として分類されているものについて、定量限界値をもって一律基準値を採用するのであれば、すべての農産物に一律の値を適用するのではなく、農産物毎に定量限界値を定めるべきではないか。	日本紅茶協会	D80	類型6-4は一律基準(0.01ppm)までの分析が困難であると考えられる農薬等であつて、基準が設定されていない農産物等について、分析法の定量限界に相当する値をもって基準を設定したものです。基準が設定されていない農産物は多数存在し、すべてについて定量限界に相当する値を設定することは困難です。
248	7	別添リスト(省略)にもとづき、暫定基準値をEUと同じ値、または、紅茶産地にある基準値とするよう検討していただきたい。	日本紅茶協会	D80	暫定基準の設定にあたっては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、安全性について科学的な評価を行ったコーデックス基準や登録保留基準、米国及びEUなどの5カ国(地域)における基準を参考として設定しています。基準の検討にあたっては、国際基準があれば国際基準、国際基準がなければ登録保留基準、国際基準及び登録保留基準のいずれもがない場合は外国基準(5カ国(地域))を参考としています。このため、紅茶の産地国の基準を暫定基準として採用することは困難です。なお、海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
249	7	一律基準値の0.01ppmは、今後正規のMRLを設定する際に、暴露評価に算入されるのかどうかが明確でない。	アメリカ合衆国政府	G4	一律基準は、原則として使用が認められていない農産物等に適用されるものであることから、残留基準設定に当たっての暴露評価に算入する必要はないものと考えています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
250	7	様々な食品に一律基準を課すのは非科学的ではないか。	中国政府	G19	一律基準は、原則として食品に農薬等の残留を認めないとする方針に基づくものであり、諸外国(カナダ、ニュージーランド、ドイツ、EU)でも既に導入されているもので、科学的にも妥当なものと考えています。(注 EUは未施行)
251	8	微生物農薬のBT等のように残留しない物質は、「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度における対象外物質」のリストから最終案から削除された。使用農薬情報を取得し、その項目に関して保証しようとした場合、物質名索引にも対象外物質対照表にもない物質が情報として上がると、その物質は一律基準として規制されると誤解する恐れがあることから、残留しないため削除された項目に関して再リスト化していただきたい。	サントリー(株)	D1	対象外物質は、ある程度残留することを前提に指定することとしたものであり、誤解の生じないよう周知に努めます。
252	8	○石油○石油はマシン油と同様、昆虫を窒息させる目的で使用されるが、対象外物質かどうか明記してほしい。	三井物産株式会社	D17	石油自身は一般名称であり、特定の物質を定義したものではないことから、対象外物質として規定しません。なお、マシン油については農薬取締法で登録されており、物質として特定されることから対象外物質として規定します。
253	8	下記の物質について、対象外物質としての取扱を御検討いただきたい。  MATRINE、OXYMATRIN、PSORALEN、TOSENDANIN、TUBEROSTEMONINE、デリス(ロテノン)、	三井物産株式会社・日本紅茶協会	D17・D80	MATRINE、OXYMATRIN、TOSENDANIN、TUBEROSTEMONINE、デリス(ロテノン)については、残留した場合にヒトの健康を損なう恐れが無いとは言えないことから、対象外物質として規定しません。PSORALENはカフェインであり、体内に残留しないため、対象外物質として規定しません。
254	8	○ロテノン○ロテノンは、米国において対象外物質に指定されているので、対象外物質として指定すべき。	アメリカ合衆国政府	G4	当該物質は、残留した場合、ヒトの健康を損なう恐れが無いとは言えないことから、対象外物質として規定しません。
255	8	「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」について物質ごとにその根拠を明かにしてほしい。	反農薬東京グループ	D21	最終案にお示ししているとおりです。
256	8	○ソルビタン脂肪酸エステル○平成17年7月6日付で、きゅうりに対して登録された「ソルビタン脂肪酸エステル」は、食品添加物(指定添加物)である。最終案を見る限り、対象外物質に該当すると思われる所以、ソルビタン脂肪酸エステルについて対象外物質に盛り込んでいただきたい。	フマキラー株式会社	D39	当該物質は使用されたとしても、分解・吸収され残留しないことから対象物質として規定しません。
257	8	○ジベレリン○ジベレリンは天然に存在する植物の成長調節ホルモンで、生命活動を行う植物体には恒常的に存在するものであり、一般に青果物として飲食に供されていることから食品衛生上の危害を発生させる恐れはなく、諸外国でも青果物等食品への残留基準は設定されていない。植物ホルモン剤としての使用については、低濃度での使用であり、使用薬量も少なく、自然条件の中で速やかに分解されるため、環境への影響も極めて低いと思われる。したがって、ジベレリン及びジベレリン酸は、ポジティブリスト制度における対象外物質とすべきである。	アメリカ合衆国政府・日本園芸農業協同組合連合会・カリフォルニアぶどう協会等	G4・D41・F16・F22・F26・F28・F30	ジベレリンは天然に存在しますが、成長調整の目的で意図的に使用されるものであり、農薬として取り扱うこととしています。ご要望のように対象外物質として指定することは出来ませんが、類型6-4が適用されている箇所につきましては、一般規則4を適用します。
258	8	ジベレリンの暫定基準については、自然に含まれる量を考慮していただきたい。文献では成熟いんげんで3.7ppm、未成熟インゲンで1.8ppm検出された報告などがあり、最終案で示されている0.02ppmをはるかに超えるジベレリンを含有している例がある。(参考文献等、資料を添付する)	有限会社 Joy Consulting 日本園芸農業協同組合連合会	D75 D78	ジベレリンは天然に存在しますが、成長調整の目的で意図的に使用されるものであり、農薬として取り扱うこととしています。ご要望のように対象外物質として指定することは出来ませんが、類型6-4が適用されている箇所につきましては、一般規則4を適用します。
259	8	「対象外物質」として指定する物質について、食品安全委員会の「意見」(4月28日)に基づき「物質ごとにその根拠」が示されている。指定する物質には一部理解できるものはあるが、これで固定することなく計画的なリスク評価の対象としていくことを希望する。	生活協同組合東京マイコープ	D44	対象外物質として指定される物質については、今後もその妥当性について検証することとしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
260	8	飼料添加物として指定されているアミノ酸類は、明らかに安全と考えられることから、L-リジン塩酸塩、L-硫酸リジン、L-スレオニン、L-トリプトファン、DL-メチオニン、L-アルギニン、L-グルタミン酸ナトリウム、L-バリン、アミノ酢酸(グリシン)、DL-アラニンについて、対象外物質に指定してほしい。	味の素株式会社	D46	L-リジン塩酸塩、L-硫酸リジン、L-スレオニン、L-トリプトファンについては、対象外物質とする方向で検討します。なお、DL-メチオニン、L-アルギニン、L-グルタミン酸ナトリウム、L-バリン、アミノ酢酸(グリシン)、DL-アラニンについては、最終案において対象外物質として記載済みです。
261	8	Bacillus Thuringiensisほか微生物農薬が免除されることを確認したい。 (同旨4件)	Sun-Maid Growers of California (アメリカ)・カリフォルニアぶどう協会等	F15・F16・F21・F28・F30	対象外物質として記載されている物質は、一般に使用されている農薬等及び当該農薬等が化学的に変化して生成したもののうち、その残留の程度などからみて、農畜水産物にある程度残留する物質が該当します。Bacillus Thuringiensisなどの微生物農薬は、食品に相当量残留しないことから対象外物質から除外しました。
262	8	○セレン酸バリウム○バリウムとセレンについて、別々にポジティブリストの適用外とされているが、セレン酸バリウムとして、おそれのない物質に加えてほしい。	オーストラリア農林水産省	G1	対象外物質として記載されている物質は、一般に使用されている農薬等及び当該農薬等が化学的に変化して生成したもののうち、その残留の程度などからみて、農畜水産物にある程度残留する物質が該当します。セレン酸バリウムは、使用後、セレンとバリウムに分解すると考えられることから、実際の残留形態でありセレンとバリウムについて、対象外物質として指定したものです。
263	8	○クロロピクリン○米国において、穀類に使用が認められ、「exemption」として基準値が設定されている。この基準値を採用し、対象外物質として指定してほしい。	Northwest Food Processors association	F28	対象外物質として指定するためには、「人の健康を損なうおそれ影響がないことが明らかである物質」であることを科学的根拠により明確に示す必要があります。クロロピクリンに関する基準の改正を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」にしたがって対象外物質としての指定を要請してください。
264	8	対象外物質は、その使用用途によっても指定すべき。米国では、例えばフェロモン剤のようなものについて、使用用途を限って対象外物質に指定している。	アメリカ合衆国政府	G4	木の枝につるすフェロモン剤など、そもそも食品中に残留しないと考えられるものは、対象外物質(ある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれのないことがあきらかであるもの)から除外しています。
265	8	対象外物質に関しては68物質のみがリスト化されているが、以下の物質(32物質:省略)に関しては、ヒトや動物の体内に存在しており、飼料添加物として使用される物であるため、対象外物質リストに収載するよう提案する。非薬剤飼料添加物は諸外国においても登録されており、ポジティブリスト制度の対象とすべきではないことを提案する。	中国政府	G19	貴国から要望のあった物質について精査し、対象外物質として適当と判断されたものについて規定することとします。
266	8	○ジベレリン○ジベレリンは、野菜・果樹については登録保留基準と同じ0.2ppmであるので特に問題はないが、その他の作物は内生ジベレリンによって、一律基準(類型6-4)である0.02ppmを超える恐れがある。従って、類型6-4で暫定基準を設定するのではなく、一般規則4が適用できるように措置されたい。	農林水産省	D87	ご指摘のとおり、修正します。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
267	9(1)	コーデックス基準、あるいは海外の基準があるので、現行基準値を変更して暫定基準を設定してほしい。(同旨10件)	オーストラリア農林水産省・中国政府・タイ政府等	G01・G09・G16・G17・G19・D25・F17・F25・F26・F29・F30	現行基準については、今回改正の対象としておりません。
268	9(2)	「不検出」とされている農薬等において、加工食品に対する試験法(試料調整法)が示されていないので、明らかにすべき。	サントリー(株)	D1	加工食品には様々な加工形態があり、加工食品ごとの試験法に設定することは困難です。農産物や畜産物の分析法を準用していただくことになります。
269	9(2)	「不検出」という基準は、定義が流動的である。分析法によってその基準が上下するためで、分析法を確定すべきである。	Almond Board of California	F26	「不検出」基準を設定した農薬等に関しては、その分析法を告示により示すこととします。
270	9(2)	より簡素化した一斉分析法の開発を、出来るだけ早期にお願いしたい。(同旨3件)	日本エキス調味料協会・十勝農業協同組合連合会等	D10・D28・D46・D49	厚生労働省では、一斉分析法の開発を進めてきたところであります、分析法および関連情報については順次ホームページで公開していくこととしています。
271	9(2)	現在全国各地で導入されている超臨界抽出法等、多成分一斉分析が可能で、多量の検査が可能な分析法についても、国として公的な分析法として位置付けをしていただきたい。	北海道農業協同組合中央会/木クレン農業協同組合連合会	D16	基準値を超えるか否かを調べるための試験法は、一つの方法に限定されるものではなく、科学的に信頼性の確認された方法であれば分析が可能です。
272	9(2)	貴省は「基準値により適否の判定を行う場合には、実験値は基準値より1けた多く求め、その多く求めた1けたについて四捨五入し、基準値と比較することにより判定を行う。」とされており、分析方法の開発もこの方針のもとで、行われていると理解される。「一律基準」を0.01ppmとするからには、今後、早急に0.001ppmレベルで分析可能な分析技術を開発すべきである。このことに関して、以下の質問に答えられたい。 (1)貴省が4月13日の部会で示された資料3「分析法とその対策について」で、現行分析法における定量限界のデータを示し、0.01ppmを超えるものが約37%であるとしているが、現行分析法で、検体量をふやすことにより、定量限界を一桁多く求めることができる残留農薬分析方法には、どのような農薬があるか、一覧で示されたい。また、検体量をふやしても、妨害物質があり、検出限界を一桁さげることが出来ないのは、どのような農薬があるか、一覧で示されたい。 (2)今後、開発する分析法では、定量限界は「一律基準」0.01ppmの1/10レベルを目標とするのか。それとも残留基準の1/10とするのか。明確にされたい。	反農薬東京グループ	D21	(1)開発を進めている分析法については順次ホームページ上に公開していきます。ご指摘のような観点で整理していないため、一覧でお示しすることはできません。一律基準は、全く基準のない農薬等も含まれ、分析法の明らかなものだけではありません。試験法は、一つの方法に限定されるものではなく、科学的に信頼性の確認された方法であれば分析が可能と考えています。 (2)分析法の開発は、暫定基準に関する分析法を中心に行ってますが、一部の一斉基準に関する試験法の開発にも着手しており、残基準の1/10が分析できることを目指しています。
273	9(2)	油脂の残留農薬の分析法(調整法)は穀類、果実等について記載されているが、油脂の分析法はどちらの方を行なうべきか。また、検出限界は穀類、果実等と同等にできるのか。	社団法人日本植物油協会	D28	油脂については、穀類の試験法を準用いただければと思います。 油脂類の場合は、ヘキサンに溶解してアセトニトリル/ヘキサン分配から始めればよいと思いますが、通常のアセトニトリル/ヘキサン分配(30mL/30mL)に供することができる試料量は3g程度ですから、試料量としては穀類(10g)より少なくなります。 したがって定量限界は穀類より高くなります。
274	9(2)	加工食品の場合、検査法が明確でないと適正な管理が難しいと考えられることから、加工食品の検査を実施する場合は、対象加工食品の抽出法等の実施条件の明示をお願いする。	味の素株式会社	D46	加工食品には様々な加工形態があり、加工食品ごとの試験法に設定することは困難です。農産物や畜産物の分析法を準用していただくことになります。